

酒田市長 宛

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和元年10月～令和元年12月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、酒田市内に居住していることを酒田市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを酒田市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を酒田市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を酒田市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

Table with fields: フリガナ (ナカマチ サンノウ), 氏名 (中町 山王), 認定子どもとの続柄 (父), 生年月日 (昭和62年5月10日), 現住所 (酒田市中町3丁目××-×), 電話 (0234-22-****)

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求してください)

Table with fields: 法第30条の4の認定種別 (第2号), 生年月日 (平成27年5月20日), フリガナ (ナカマチ サクラ), 氏名 (中町 桜), 住所 (酒田市中町3丁目××-×)

3. 償還払いの振込先を記入してください(※1)

Table with fields: 金融機関名 (酒田銀行), 預金種目 (普通), 口座番号 (2345678), 支店 (中央)

※1 振込先は請求者名義の口座です。請求者と口座名義が異なる場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

Table with 3 rows for facility details: ① 庄内保育園 (1,200円/日), ② 酒田病児保育所 (2,000円/日), ③ (空欄)

<裏面も記入してください>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年10月	円	12,000 円	12,000 円	37,000 円	12,000 円
令和元年11月	円	8,400 円	8,400 円	37,000 円	8,400 円
令和元年12月	円	10,000 円	10,000 円	37,000 円	10,000 円

※3 施設等利用費の給付額は月ごとに算出し、原則、四半期ごと(4～6月、7～9月、10月～12月、1～3月)に支払います。

※4 「認可外保育施設に支払った金額(保育料)(a)」及び「一時預かり事業等に支払った合計利用料(b)」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別(施設等利用給付認定種別)が第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、

または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、

または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数